

宇城市浄化槽設置整備事業補助金対象工事

既成底板コンクリート【プレキャストコンクリート底板（PC板）】 の使用について

工事施工において、底板コンクリート（プレキャスト板）を使用する際は、当該工事に携わる浄化槽設備士の責任において、以下の内容を遵守したうえで施行すること。

1. 申請関係

①既成底板コンクリート（プレキャスト板）を使用する場合は、次の書類を事前に提出し承認を得ること。

- 1) 申請者の既成底板コンクリート（プレキャスト板）使用確認（承諾）書（任意様式）
- 2) 使用承認願い
- 3) 既成底板コンクリート（プレキャスト板）の図面及び仕様書
(設計計算書・強度計算書・底板図面等)

2. 施工方法

- ①基礎工事は従前同様とし、沈下又は変形が生じない施工とする。
- ②工事においては、従来通り国土交通省令・環境省令に定める通りとする。

3. 中間検査（据付前）

- ①搬入確認及び表示確認（製品名・型番・寸法等）
- ②底板の計測（縦×幅×厚み）

4. 施工管理

- ①上記3の管理（自社）写真（スケール等による規格が明確化する写真）
- ②既成底板コンクリート（プレキャスト板）据付状況写真（据付前後及び作業写真等）
- ③据付後、レベル等使用による水平が確認できる写真

5. 提出書類

1～4の既成底板コンクリート（プレキャスト板）を含め、従来通りの書類提出とする。